平成２８年（フ）第１３５６号
千葉市美浜区幸町２丁目23番２－801号
債務者　原田　直季
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３６１号
千葉県市川市原木１丁目６番22－308号　（アフィニス原木）
債務者　控井美代子
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３８０号
千葉県市川市妙典１丁目13番11号　（サンハイム鶴ヶ谷Ｂ103号）
債務者　桂田　良彦
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３９５号
千葉県市原市君塚５丁目５番地１　シティウィングＤ－101
債務者　陽田　正吉
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３９６号
千葉県市原市君塚３丁目２番地６　サンハイム沖Ｉ202
債務者　フジサワ　アリシア　トゥパス
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１４０１号
千葉市中央区生実町2108番地１　ロワゾーブルーＦ102号
債務者　坂室　陽子
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５９９号
川崎市幸区南加瀬５丁目29番21号　リバーフロント　101
債務者　遠藤　一人
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６０９号
川崎市麻生区岡上430番地６　ウインベルソロ鶴川第１　410
債務者　田中　佑磨
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６３２号
川崎市中原区井田三舞町10番36号　フローラルハイツ　103
債務者　齋藤　　努
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６４１号
川崎市川崎区中瀬２丁目７番18－205号、住民票上の住所川崎市川崎区日ノ出２丁目14番２－306号　ベルウッド・Ｍ
債務者　水谷　和子
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６５０号
川崎市川崎区本町１丁目９番地９　クリオ川崎壱番館　505　佐野方、前住所川崎市川崎区宮本町３番地７　春日荘　106
債務者　野中　由美（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６６６号
川崎市幸区南加瀬４丁目36番１－404号　市営住宅
債務者　瀧澤　浩子
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６７０号
川崎市幸区古市場1779番地　池田コーポ101
債務者　藤本さち子
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６７３号
川崎市川崎区小田栄１丁目12番３－305号　ハイツ倉方
債務者　冨士山宏昭
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６７７号
川崎市幸区南加瀬３丁目７番38号
債務者　保倉　道宏
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６８５号
川崎市川崎区大島４丁目14番５号　サンヴェール川崎　303、前住所川崎市川崎区渡田２丁目４番11号　第11むさしマンション204
債務者　関口　綾子
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係